

The Women's Studies Association of Japan

学会ニュース 日本女性学会 第55号 1993年8月

発行 日本女性学会
事務局 東京都文京区本駒込5-16-9
学会センターC21
附日本学会事務センター一氣付
TEL 03-5814-5801代
郵便振替 東京 8-49189
銀行口座 住友銀行日本橋支店 (普)451169
価格 一部300円

1993年春季大会 報告

— 1993年6月12日、13日 せたがや女性センターらぶらすにて —

シンポジウム「夫から妻への暴力—婚姻関係の内外で—」

●運動論からみたD.V調査の性格と意味

ゆのまえ知子

D.V調査研究の性格と意味は、〈女性への暴力〉問題のあゆみをたどることで明らかになる。本年3月、国連の婦人の地位委員会で「女性への暴力に関する宣言案」がまとまり、今年中に国連総会での採択がめざされている（参考『国際女性'92』）。

日本ではこれまで、〈女性への暴力〉に相当するものとして〈性暴力〉という言葉が用いられてきた。この〈性暴力〉の〈性〉の意味のあいまいさが指摘（内藤）されていくが、運動の経緯からsexualの意を基調にしている。日本の〈性暴力〉問題は四つの時代に区分できる。（参照「女性への暴力」問題年表）。第一期は1970年代の先駆的運動期。第二波女性解放運動の中で〈夫の暴力〉も顕在化したが、東京の場合、都婦人（現女性）相談センター開設に收れんされた。また、買春観光告発運動の中で〈買春〉という言葉を獲得、買う側の存在と性的搾取を問うた。この言葉は、現在、完全に定着している。第二期は1980-1984年の問題提起期。東京・強姦救護センターが設立され、センターは〈強姦〉を定義。女性による言葉の定義によって、〈性暴力〉問題の核心を提示した。そのことと、相談活動の継続によって〈性暴力〉問題の定点となっている。

第三期は1985-1989年、〈性暴力〉が女性運動の課題になった時期である。多種多様の事件・運動が出現し運動体が形成された。「西船橋駅転落死事件」は、〈女の視点〉が一定の世論を形成、正当防衛・無罪の判決をひきだしたことは、その後の運動に決定的な影響を与えた。これがなければ、つぎの「池袋買春男性死亡事件」に対する女の動きは起こり得なかった。「池袋事件」は、〈売る女・売らない女〉の二項対立、性と暴力、買春と暴力など多くの問題を含んでいるが、ことに、女性にとって性的自由とは何かということを提起した。〈性的自由〉という言葉は、この事件後多く使われるようになった。

「働くことと性差別を考える三多摩の会」の「セクシュアル・ハラスメント一人万人アンケート運動」は、セクシュアル・ハラスメントを、労働問題であると共に〈性暴力〉問題であるとみ、回答者を対象とするのでなく主体とし

て位置づける文言・形式、女性グループのネットワークを使った全国配付など、〈女による女のための調査〉は、社会的インパクトももち画期的な成功を収めた。

第四期は1990年以降の拡大・深化ないしは展開期。

D.V調査は、当事者の意識に働きかけその主体性の回復の可能性をもった文言形成とスタイル、配付など、その方法論・理念において、一万人アンケートの性格を踏襲している。また、今まで社会問題としても学問としても取り上げられてこなかったテーマに光りを当てるここと、実務家・研究者・運動家の立場が重なり合いながらも、三者の共同研究であることなど、まさに運動と研究の統合をはかるに意味がある。（以上 主旨）。

子ども時代に暴力を受けていたか等の重要な関連質問がないのはなぜかと問われたが、被害の実態を明らかにすることが目的であり、スペースも回答者の負担も限界である。また、〈女性への暴力〉という言葉のはうが良くはないかという意見もあったが、これまでの経緯もあり、〈性暴力〉という言葉も併用されるだろう。

加害者側の男性に対する調査も必要という声がかなりあった。セクシュアル・ハラスメントや強姦にしても、それが女性にとってどういう問題なのかという研究が日本には余りにも少ない。被害者の声を社会に提示することこそが、解決・対応の糸口に最も結びつく。私はそのためなら自分のエネルギーを使っても良いと思っている。

● “夫から妻への暴力”とはどういう問題か

内藤 和美

例えば、セクシュアル・ハラスメントという語が流通するようになって、この語が指示示すことがらが固有の問題として認知されるようになった。すなわち社会的に定義づけられた。それによって被害者は自分の経験の意味がわかり、怒り、行動を起こすことができるようになり、不十分でも一定の社会的監視が働くようになった。

“夫から妻への暴力”は、未だそうした意味での社会的定義をもたない。報告の前半は、これを定義づけることに、後半は、日本社会に存在する、“夫から妻への暴力”を潜伏させる構造にこだわってみたい。

1. 構造的力関係の表現としての“夫から妻への暴力”

暴力とは「相手の身体的・精神的尊厳を侵害するような強制力の行使」であり、こうした意味での暴力を可能にするものは、力関係の不均衡である。力関係の不均衡には、一時的・状況的不均衡と構造的不均衡がある。構造的とは「個人の恣意では容易に変更できない一定のパターンとして社会に存在している」意で、男性と女性、夫と妻、白人と非白人、南北などは皆、構造的力関係にあたる。不均衡な力関係が構造化されているところで構造的に優位な集団に属する人間と劣位な集団に属する人間が向き合う時、2人の関係は1個人対1個人の関係を越えた力関係（構造的力関係）を帯びる、優位な集団に属する側は、しばしば、意図せずあるいは意図して、2人の関係の中で自分の背後にいるそれを利用する。以上のことについてみると、「夫から妻への暴力」とは、「夫と妻（男性と女性）という構造的力関係を悪用した、妻の人間的尊厳を侵害するような強制力の行使」である。それは、個別の夫婦（男女）の関係におけるできごとであっても、夫と妻（男性と女性）の構造的力関係の表現そのものである。

2. 日本における“夫から妻への暴力”

日本では、2つの意味で“夫から妻への暴力”に関する社会的認識が希薄であるように思われる。1つは、人間的尊厳の侵害だという認識、もう1つは構造的問題という認識である。不当と認識されず、そして個人的な問題と思われている。

また、日本では“夫から妻への暴力”的被害実態が不明確である。公的な数字としては、婦人相談所の資料（1990年度に全国の婦人相談所・婦人相談員が受けた「夫の酒乱・暴力」を主訴とする相談は3,209件）、家庭裁判所の調停離婚の申し立て理由の資料などがあるが、こうした数字として表われず、潜伏している被害がかなりあるものと推測される。なぜかといえば、日本社会に、被害を潜伏させる構造があると思われるからである。潜伏させる構造としては、

- a. 社会的に私的密室である家庭内で起こること、
- b. 家父長的な「家」をもった歴史的土壤（夫の暴力を容認する風土）、
- c. 強姦罪の婚姻例外など法律学の通説や判例のあり方（人々にとっては規範）、
- d. 夫妻の経済的力関係、
- e. 親族的なしがらみや圧力、
- f. 女性が独立した個人として生きていくことを奨励しない社会的制度や通念、
- g. 幸せな家庭を演じようとする見栄や世間体、
- h. “夫から妻への暴力”という問題が社会的にきちんと定義されていないために、受け手が自分が受けた被害を明確に意味づけられず、意識化・行動化していくにくい、などといったことが思い至る。

“夫から妻への暴力”を、構造的な問題（夫と妻という構造的力関係の表現）と見ること、日本社会がもつこれを潜伏させる構造を問題にしていくこと…視点としてそれを提起しておきたい。

●D. V調査の結果から—中間報告—

服部 範子

この調査は全国からの協力によって実施し、その結果得られた有効回答796票を分析したものである。この調査での「暴力」は、身体的暴力のほか、心理的暴力、性的暴力の3分野に分けて考えている。

当日のリポートでは、身体的暴力の部分を中心に分担した。この暴力に関して本調査では、最も深刻だと思う経験を詳細にたずねている。しかし、この部分は自由記述が多く、目下、検討中であるため、その一部を報告するのみにとどめた。

1. 回答者の属性

平均年齢は43.5歳、30~40歳代が2/3を占め、高等教育を受けた人は6割強である。就労状況は、パートも含め何らかの職業に従事している人は7割を占めている。年収は「なし」と50万円未満の28%を含めて100万円未満が45%で、300万円以上は30%にすぎない。家族収入はさまざまで、暴力が夫の収入の低い階層で起こるとはいえないと考えられる。

2. 全体的傾向

何らかの暴力経験ありは約8割に上り、各暴力の経験者は6割位、すべての暴力の経験者は5割弱である。

3. 身体的暴力

回答者の約6割が経験ありで、その内訳は「平手打ちされたり、げんこつでなぐられた」が85%で最も多い。「足でけられたり、突きとばされた」「胸ぐらや肩をつかまれたり、腕をつかんでねじりあげられた」「物をなげつけられた」の順で、各々半数以上の人が経験している。

4. 最も深刻だと思う経験について

加害者との当時の関係は、夫が86%で同居中に生じたものが88%、相手の職業は会社員が一番多いが、さまざまな職種の人が含まれている。

暴力をふるわれた時どう対応したかは「逃げた」が一番多い。しかし、続いて「何もしなかった」「我慢した」が、「抵抗した」「防いだ」よりも多い。その原因は8割以上が「自分のしたこと・言ったことが気に入らない」、以下「相手がイライラ・疲れていた」「夫（男）の権威が傷つく」「飲酒」「セックス拒否」の順である。その暴力のためケガをした人は67%で、その半数以上は医師に診てもらっている。

そのことを誰かに相談した人は3/4である。誰にも相談しなかった人の理由をみると、「相談しても無駄」が一番多い。そのほかには「相談する人がいなかった」「誰に相談してよいのかわからなかった」というタイプと、「自分にも悪いところがあると思った」「恥ずかしくて誰にも言えなかった」「自分さえ我慢すればすむことと思った」というタイプがある。

暴力がその時1回限りであったものも含めて、現在、収まっている人は37%、別居・離婚など別れるまで続いた人が3割弱、現在も暴力が続いている人は3割以上ある。その加害者と現在の同別居は、同居が5割強、離婚2割弱、別居15%である。

以上のような調査結果に対して、フロアからの質問で夫婦間の暴力は相互的なもので、妻から暴力もあるのではないかというのがあった。

私が夫からの暴力に興味をもったのは、児童虐待の電話相談における経験からである。そこから考えると、夫婦間の暴力は一過性のものである場合ほど相互的なことが多い。そして、妻側はそれを阻止・抑制するような行動や態度をとる傾向がある。しかし、夫婦関係が不平等であれば、暴力は発生しやすいと考えられる。

●日本における社会的対応の問題点と提言

角田由紀子

1. 社会的対応の実態の一端

私が弁護人として体験したケース（東京都内1991年被虐待妻による就寝中の夫殺害）には、社会のこの問題への対応が典型的に表れていた。

そのケースは、結婚後3年目の妻が、3年間夫に殴られ続け、夫の厳格な行動監視の下で外出や交際の自由を奪われた挙句に、深い絶望感にとらわれ、ある早朝飲酒のうえ寝入った夫を殺害したもの。

彼女は、かくまってくれる場所も知らず、全生活を夫に管理されているので、自由になるお金もなかった。彼女は身体的、心理的、性的暴力のすべてを受けていた。

懲役7年の刑を言渡した一審裁判官は、夫の暴力がひどいとはいえ、もっと他に解決の手段があり得たのに、それをせず殺害した行為は自分勝手で短絡的、犯情悪質と断じた。

このケースを扱ったとき、夫の暴力に対処するために必要な情報と具体的な手立てが与えられていれば、殺人事件は起らなかっただろうと痛感した。裁判官や検察官の視野には、被虐待女性に援助と保護が必要という視点も認識もなかった。

2. 必要な対応

(1)被害者の救済のために

①シェルターの設置—HELPやAKK「暴力被害女性の家」「サーラの家」（外国人用）など民間のものが生まれてきているが、公的なものはほとんどない。東京都の女性相談センターがその役目の一端を担っている位だ。緊急避難所の役目も勿論だが、次の生活への準備を整えられるような状況を併せ持った場所が必要である。

②警察官等の適切な対応

アメリカやカナダの例を見ると、警察官が犯罪として適正に対処することで、身体的暴力そのものが減っているという。「夫婦ゲンカ」としてあしらわず、犯罪は犯罪として厳正に取り扱うことで、被害を防げよう。

③医療機関

幼児虐待が医療機関で発見される例が多いが、女性に対する身体的暴力も同様のことが考えられる。医療従事者に、この問題について認識してもらい、発見から救済へつなげられるような方策を立てるべきである。

④女性に対するアピール

最初のケースで紹介したように、被害者に必要な情報

が届くようにし、彼女たちに具体的な行動の選択肢が示される必要がある。

(2)D. V根絶に向けての諸制度改革

①行政—相談、情報提供及び具体的な保護を行う。

②司法—裁判官、検察官、家裁の調査委員など関係者にD. Vの扱い方を教育する。

民事法、刑法を通じて「夫は妻の所有物である」という思想があるが、これを払拭しなければならない。夫婦間強姦が許され、夫の性暴力を理由にした妻からの離婚請求が認められない現状は改められるべきである。

③立法—被害者を救済できる有効な法制度を作る。

④教育—最も重要な分野。女性に対する暴力が許されないことを教えるカリキュラムが必要。学校教育、社会教育の両方を通じて、人権教育がなされねばならない。男性に対して「言葉」で人間関係を作り出す訓練が必要である。

●シンポジウムをふりかえって

コーディネーター 戒能 民江

今大会のシンポジウムは、「夫から妻への暴力」アンケート調査結果についての中間報告を中心に、「夫（恋人）からの暴力」（DV）調査研究会が共同報告を行った。いうまでもなく、アンケート調査は全国の多くの女性たちの協力によって実現できたものである。さらに今回、日本女性学会で報告の機会を与えられて熱心な討論が行われたことは、社会的関心の喚起へ向けて大きなステップを踏み出す契機となったのではないかと思う。

運動を担ってきた立場から、1970年代以降の反「性暴力」運動の課題と成果を分析して、DV調査がその流れの中に位置づけられ、「女による女のための調査」という性格と運動と研究の統合という意義をもつことを強調したゆのまえ報告、DVが夫と妻（男と女）の構造的力関係の表現であることを明らかにしてDVの社会的定義づけを行い、DV被害を隠蔽する日本社会の構造分析を試みた内藤報告、アンケートに寄せられた女性たちの声から何が読み取れるか、調査結果の中間報告として問題提起した服部・戒能報告、実務家としての立場から、司法の現場でのDV認識を具体的なケースから浮き彫りにして法的対応の問題点と男性のコミュニケーション能力の欠如を指摘した角田報告を受けて、後半はフロアー全体での活発な討議が展開した。

シンポジウムでの議論を通して強く感じたのは、DV被害という女性の経験についての認識の共有が、女性の間においても容易ではないということである。

DV被害者の多くが経験するのが、「そんなにひどいのなら、なぜ別れないの？」という質問である。今回のアンケート調査でも、もっとも深刻な身体的暴力を受けたときでさえ、「我慢した」、「何もしなかった、できなかつた」と多数の女性が答え、暴力が今も継続しているにもかかわらず、半数以上が加害者となお同居を続けている。なぜ女性は別れずにとどまってしまうのだろうか。女性たちの精一杯の自己主張としての「したたかな」対応のさまが具体的に話される度に会場から思わず「笑

い」がもれたが、生き延びるためにひたすら嵐がすぎるのを待ち、暴力が軽くすむように努めて、夫の死を念ずるという女性たちの「過剰適応」の選択は、女性の意識が「低い」からだと断するだけではすまない問題であることを確認したい。暴力という方法による家父長的支配関係の中で、「構造的弱者」としての女性が無力化されていくしくみと、女性が依存から脱却して自立して生きていくことを困難にする女性差別の構造とを見すえていかなければ、女性が「自分を責め」て暴力に耐えるという悪循環は断ち切れないからだ。

D Vは、構造的な力関係の表現であるとともに、さまざまな個人的な要素がからまつておあり、さらには、文字通り、「家族の中の暴力」として多重構造をなす。会場から出された、子どもへの暴力の土壤を許容する「加害者の協力者」としての女性をどうみるのかという疑問など、真剣に考えていくべき課題が多い。また、暴力を振るう男性の側が受けている抑圧をも問題にすべきという意見が出たが、なぜ抑圧の解決が「女性への暴力」となるのかがむしろ問われるべきであろう。

世界中の女たちが沈黙を破った結果、ウィーン世界人権会議の宣言には、女性に対する暴力の廃絶が明記された。国際社会では、女性に対する暴力が女性の人権侵害であり、私的領域での暴力についても国家の対応が要求されるという共通認識が形成されつつある。暴力の本質論、暴力とセクシュアリティの関係など課題は残るもの、女性にとってD Vが持つ意味を明確にして具体的な展望を示していくという今後の取組みにとって、有意義なシンポジウムであったと思う。

■個人研究発表報告

●第5回女性に関する国際学際会議の参加報告 ～比較女性学試論～

小松満貴子（武庫川女子大学）

1993年2月22日から26日、中米のコスタリカ大学で開催。

今回は、有名講師を招いての大講演会は影をひそめ、ワークショップ中心で見事に組織されていた。私は女性学プログラム、仕事、高齢社会に関するものに主として参加し、そこで入手した資料を提供することにした。本稿では女性学世界一周プログラムのパネルを通じて感じたことと、かねて私が興味をもっていたフィンランドの例を簡単にまとめておきたい。

さて、社会的風土も歴史も異なる国々で同じ目的をめざしている女性学は、その課題と実施プロセスはちがってくるはずである。そこで比較女性学的に言うなら、世界の女性学はその理論研究、教育プログラムの整備と政策制度への展開という点からみて次の三つのタイプに分けられるのではないだろうか。

〈アメリカ型〉運動が先行し、女性学講座の大学における導入整備、研究所の設置と政策への反映、制度化がほぼ同時期になっているもの

〈北欧型〉運動の中で主張されていたことはまず制度化

され、女性学教科の確立と研究所設置はおくれて'80年代後半以後になっているもの

〈開発途上国型〉草の根の運動が育つ前に大学に女性学が教科に取り入れられ、研究所が設置され、その後、制度化がはかられるもの。もちろん途上国ほど国による女性学の位置づけのちがいは著しいので一概に言えない。ケニヤやインドのような国際会議の多い国では法制度と社会的浸透度との格差が大きい。

以上を前置きとして北欧型のなかのフィンランドについてやや詳細に報告した。

フィンランドは欧洲で最初に女性が参政権を取得した国であり、女性議員比率が現在世界一であるが、女性学のスタートはむしろ遅かった。それはフィンランド社会の政治的構造的特徴と結びついている。'60年代のニューレフトは比較的弱く、反権力的抗議活動はすみやかに政党に吸収された。'70年代によく急速な高度工業化が達せられた社会の構造的問題が露呈し、既存の政党が魅力を失っていくなかでフェミニズム運動が注目されるようになった。そして女性学の浸透は既存の学問分野の刊行物と新たに女性学プログラムを設けるという二重戦略で図られた。現在三つの大学に女性学研究所がある。

不十分な報告だが、参加者に資料が提供できたことはよかったです。国際会議では貴重な外国の情報も得られるのでもっと多方面から資料を集めてくれれば良かったと思う。個人により関心と読み方は異なるからこのような情報の共有は会員ができるだけ心がけた方がよいであろう。

私のコスタリカでの報告は、日本の職場の昇進に関する問題で“*A Study of Cases After Enactment of the EEO Act*”という英文レポートを所望の方はお申し越し下さい。

●DAWN/APDC主催 Asian Regional Meeting on Population Gender and Sustainable Development の報告及び北京会議に向けてのアジアの女性の活動について

船橋 邦子

4月12日から14日にかけて上記の会議がシンガポールで開かれた。会議の目的は(1)ナイロビ会議後の活動をfollow upし、多次元のlinkageをつくる。(2)構造調整政策がもたらした開発への影響、教育、食料、健康について分析する(3)開発概念の再考及び国際的な政策づくり(4)ジェンダー、消費、生産を統合した人口政策を考える(5)1995年北京会議にむけ、経済の枠組みについてオールタナティブな政策を提言する、というものだった。この枠組みづくりはインドの女性で現在ハーヴァード大学客員教授のギタセンにより提起された。ギタはナイロビ以降、構造調整政策による急速な変化のため何がおこっているか監視の困難なこと、女性がどれほどの被害を受けたかの証拠がないところでの論争の問題点を指摘した。ブラジルのソニアコリアよりリプロダクティブライトの視点から人口政策が分析された。これは1994年カイロで開催される世界人口会議に提出する基本資料作成の叩き台で今後APDCとDAWNは協力して各国からのリポート

とともにまとめる事になっている。北京会議までのスケジュールは以下のとおりである。

1993年

(1) 8月16日～18日 東南アジア地域会議
フィリピン

(2) 11月 アジア太平洋地域NGO
フォーラム ESCAP主催

1994年

(1) 9月15日～18日 世界人口会議
カイロ

(2) 11月16日～21日 ESCAP
インドネシア

1995年

(1) 1月4日～8日 (?) アジア女性会議
台湾

(2) 9月14日～20日 世界女性会議
北京

今年の11月マニラで開かれるESCAP主催のNGOフォーラムは国連がNGOの意見を積極的に取り入れようとするもので日本での活動報告が期待されている。

●マルクス経済学の研究方法について

田中由布子

マルクスについては、すぐに'80年代から、「マルクス葬送」(戸田徹著 五月社)「左翼の滅び方について」(思想の科学 No.134)などが書かれており、その方法論では社会問題を解くことができない、と述べられてきた。

マルクス経済学にとっての事実は、一体誰にとっての事実なのか、それが問題である。労働者階級にとっての事実は、ブルジョアにとっての事実でもなければ、家内奴隸・生産労働者・性労働者にとっての事実でもない。マルクス経済学にとっての事実とは、労働者階級その人にとっての事実でしかなかったのである。

そしてまた、視座の断層性による、分析結果の断層性は、労働者階級にとっての法則性が、そのまま家内奴隸・生産労働者・性労働者の法則にはならない、ということを意味する。家内奴隸・生産労働者・性労働者サイドから読まれている労資の動き、それが彼女らにとっての法則となる。

労働者階級は、家内奴隸・生産労働者・性労働者世界に対する無知・無関心を前提にしながらも、家内奴隸・生産労働者・性労働者世界に優位に立ちえたということは、家内奴隸・生産労働者・性労働者世界に対する経済学的、経済制度的な圧倒的な優位性が支えたものである。学的にも制度的にも圧倒的優位を誇る労働者階級は、家内奴隸・生産労働者・性労働者の世界を知らずして語りうるという特権を自らのものとしてきたのである。

労働者階級は、見られる存在である、ということさえ、自認してこなかったのだ。見られる自己像を内在化させようとはしなかった。家内奴隸・生産労働者・性労働者が学的自立を遂げ、外在的に新しい学を突きつけない限り、労働者階級は、支配の自己像を認めようとしない

のだ。いや、突きつけてさえ、新しい学を認めようとしません。なぜなら、新しい学の世界は、労働者階級にはあってはならぬ世界なのだから。

家内奴隸・生産労働者・性労働者にとって、労働者階級の歴史は、他者の歴史である。他者の歴史を自己の歴史として承認しないことは、労働者階級が、支配者の歴史を自己の歴史として承認しなかったのと同義である。支配者の歴史が見続けてきた諸事実と生産者としての歴史を辿ってきた労働者階級が、被支配者階級の立場から見る諸事実とでは、評価の仕方が相違すると強く主張してきたのは、他ならぬマルクス経済学とその学徒であったのである。労働者階級以下の主体性、つまりそのもつ視点、感性、経験法則を無視したのみならず、抑圧し続けてきたところに、家内奴隸・生産労働者・性労働者にとっての諸事実が、等閑視されたのみならず、その上に、労働者階級にとっての諸事実が、上乗せされてきた経緯があるのである。

以上の報告に対し、家内奴隸の定義について質問が出た。専業主婦という言葉をなぜ使わないのか。マルクス経済学で、家内奴隸という用語は、一般的に使われているのか、と問われた。また、環境問題については触れていないのか、との問い合わせが出された。

■ワークショップ報告

●ジェンダー・アイデンティティと自我モデル

井上輝子・龜田温子・波田あい子・平川和子

現代日本における少女たちの自我形成は、危機にさらされている。1つには、学歴社会化、管理社会化、情報社会化の進行にともなう青年期の困難性の故に、第2に、役割モデルの多様化に伴って、新しい価値を創造する必要性が生じている故に、そして、第3に、固定的性役割や性差別の社会慣習と自我意識との葛藤の故に、少女たちは少年たち以上に自我形成上の困難をかかえている。こうした状況において、少女たちはどのようにジェンダー・アイデンティティを形成していくのだろうか。その際、「こうありたいと願う」自我モデルと、現実に可能な選択肢との間のつじつま合わせをどのようにおこなっているのだろうか。

こうした問題意識から、私たち4人が昨年高校1年生男女1000名を対象に実施した質問紙調査と、女子校生25人におこなったインタビュー調査の結果を報告し、参加者とともに、少女たちの自我形成の現在と将来を考えたいとの趣旨から、ワークショップを開催した。

質問紙調査については、①3分の1以上の女子が、「意志の強い人」を「なりたい自己像」として挙げるのに対し、男子が「好ましい異性像」としてこの項目を挙げた者は1割以下、逆に男子の45%が期待する「かわいいらしい人」に、なりたい女子は1割程度しかいないなど、「なりたい自己像」と「異性からの期待」との間にはズレが生じ、特に女子の場合にはそのズレが大きいこと。②生活態度の男女差は概して解消しつつあるものの、「美しさ」指向と「権力／出世」指向の2点においては、

男女でかなりはっきり分化していることなどの結果を報告した。

面接事例については、生まれかわり願望の有無、母親をモデルとするか否か、ジェンダー得点の3観点からみて、各々異なるタイプに属する3事例を、「密かにコバルト文庫を読み続ける少女」「男の子は“元気の源”少女」「夢見る少女」と名付けて、具体的人物像に即してやや丁寧に紹介した。

報告の後、質疑応答及び討論に入ったが、時間の余裕がなく、事例についての掘り下げた討論などができずに終わったのは残念であった。それでも、高校教師をしている複数の参加者から、各学校での経験に基づく感想や問題提起があり、労働教育の必要性や、進路指導の方向性などについての提言などがあり、有意義であった。

ジェンダー・アイデンティティの問題は、女性学の中心的課題の1つであり、理論構成的にもまた、教育や運動の実践的プログラム作成上も、重要なテーマだと思われる。今後また機会があれば、なんらかの形で学会で、再度取り組みたいと考えている。

●女性学教育法

加藤春恵子・金井淑子

最初に加藤春恵子さんから、所属の東京女子大学現代文化学部で修士課程が創設されるにあたり、女性学中心のカリキュラム編成が実現されるに至った経緯について次のような報告を受けた。前身の短期大学部時代から Women's Studies をおいていた現代文化学部では女性学A、Bの講座と共に、女性学的内容を扱うゼミもおいている。全学向けの女性学研究所でも総合講座が企画されており、研究助成が提供されている。修士課程設立にあたっては、数々の論議の後、女性学、ジェンダー論を開講、それらが有機的に学べるシステムとなっている。学生からのニーズは高く、社会人学生も多い。職場から大学に戻り女性問題を語り合える場があることに感動をし、鋭い問題意識を示す者も多い。教える側としては実社会との落差を考えて虚しくなることもあるが、必ず将来実を結ぶという確信をもって教えている。

次に金井淑子さんによる長岡短大での女性学教育に関する報告は以下の通りである。東京女子大と比べると長岡短大はより地方密着型で、こうした土着的、体験密着型の女性学は出発点としては重要だが、学問としての体系化を考えると限界がある。最初男女学生そして社会人が混在していたが、学生の希望が多くなり、次第に一般市民が入れなくなったり。四大に入れなかったことから挫折を味わっている者が多い短大の学生を対象に男女双方を対象とする女性学を開設することには限界がある。開放講座として市民も混在させることは、そうした学生にとっては良い刺激になるし、かつ地域のリーダーを育ててゆくという機能もはたさう。但し大学の一部に設立されている生涯学習センターでは女性学がダシとして使われている感があり、こうした経済界ともタイアップした事業の一環に女性学が利用されることには疑問がある。以上の実践例に次いで、金井さんは、今後日本の女性学

教育がとるべき全般的方向性についても触れ、90年代以降は、対象を女性のみに限定せず、男性学、ジェンダー学、さらにはホモセクシュアル・スタディーズにまで視野を広げてゆく必要があることを強調した。

この後行なわれた質疑応答と意見交換では、男性が女性学を教えることの意義と弊害、女性学からジェンダー学へという現象に内在する危険、共学で女性学を教える方法、レズビアニズムを取り入れること等々について活発な論議が交わされた。結局、女性学教育に不可欠なものは自己開示（自己を開き語ること）の態度であり、それにより教える主体が男女いずれであろうとも家父長制抑圧に対する視点は共有されることが同意された。参加者の多くが自ら試行錯誤しつつ女性学教育に携わった経験者である関係で、その多様な立場を反映し、話が多岐に亘りすぎたきらいがあるが、これを始まりとして今後はより具体的な教育法に関する情報・意見交換がなされることを期待したい。（文責 国信潤子・小林富久子）

●夫から妻への暴力

小野清美・戒能民江

「女性への暴力」について国連で言われ、それまで敬遠されていたこうした隠れた事柄が、ある種のおすみ付きを得た扱いになる。それは日本においても例外ではない。最近では女性会館が全国に建設され、女性学講座も活発に開催され、「女性への暴力」の関心は高まっている。しかし、今回のシンポジウムの聴衆者たちは意外にも「夫から妻への暴力」についての実態を認識していないかった。今回のシンポジウムは女性学会主催で開かれたので、参加者たちは少なくとも“女性の暴力や男女の問題”に関して理解ある人たちだと思っていたが、その反応はさまざまであったことを踏まえて、参加者9名で疑問や質問および感想を討議した。

夫から妻への暴力は「男が暴力をふるう」という内的自我に問題がある。それはメディアにおいて日常生活上で暴力をふるう場面は多々あり、男らしさの表現として取り扱われている現実も一因しているだろう。

確かに、男女平等の権利は公的に保障されたかもしれないが、この暴力は私的領域の問題である。だが、女性が抑圧された状態なので一口に“暴力は悪い、嫌だ”というだけではすまない。また、個人の意識が低いから暴力を受けるのだと、簡単に言えない。今後、夫から妻が受ける暴力を発生させる要因をさらに明らかにし、必要に応じて公的な介入も行なながら、妻たちが安心して社会に向けて、正当に告白していくようになるべきだろう。

夫婦関係は人生の中で最も長く付き合う人間関係だけに、いい関係で過ごせないのは不幸である。そのことに男女共に気づくことが大切である。ところが、最近では妻の方が夫に対して夫婦関係の見直しへのメッセージを発信しても夫には通じていない。今後、男の意識の変革が必要なことはいうまでもないだろう。

児童虐待の問題も表面にはでにくいが、誰でも子どもを虐待する可能性があるという。それは夫から妻への暴

力も同様である。だから女性は暴力を受けた「悲しみ」に耐えるのが当たり前でなく「怒りへの表現」にしていく「気づき」をどうしていくべきか今後の課題がある。

アメリカ・イギリスなどでは緊急一時保護のシェルターと組織をもっている。日本においても、緊急一時保護施設やきめ細かい勇気づけへの組織づくりが大切であり、そうしたネットワークによって声なき声を出し、自他共に人権を尊重できるように、今後活動していくべきだろう、という意見が出た。

●「女性の働き方を考える」ワークショップ第3回

田中和子・深澤純子

今回のワークショップの参加者は18名であったが、非会員の参加が多く、テーマが女性にとって切実な問題であることをうかがわせた。

「女性と税制」について、まず寺崎あき子さんからドイツの場合について報告があった。彼女自身の日本の税制についての不満は、シングルでは基礎控除以外の控除が何もないこと等、単身者が自立した生活を営むことがはなはだしく不利になっている点についてである。現在ドイツも含め世界的にみると、扶養控除を廃止し、個人単位の税制をとる国が圧倒的に多くなってきており、その分を補うのは児童手当の増額など、社会保障のシステムであるという。

ドイツの税制は「合算分離課税」方式と呼ばれ、所得の収入を勤労者の頭数で割って個別に課税するものであるという。このシステムは婚姻届を出すことなど、結婚や家族に関する伝統的な考え方を前提にしており、フェミニストから、特に「シングルマザー」に不利であるとの批判があるという。

世界的には離婚が破綻主義を執る傾向が強まり、またE Cの女性政策でも「伝統的な家族を前提とする税制は望ましくない」とされるなど、結婚、家族の中でのジェンダーの解消の方向が明確に打ち出されている。

一方、日本で女性と税制について今日話題になるのはいわゆる「パート100万円の壁」である。そこには既婚女性が働くことを家計補助者として位置づけ、女性を家事労働の一方的な担い手とする暗黙の前提がある。全国女性税理士会が主催した同テーマの集会に参加した村上貴美子さんからは、この集会の熱意が伝えられた。日本企業の終身雇用制が崩れはじめ、離婚における破綻主義の進行、高齢化社会の財源の確保の必要性（高齢化社会問題はすなわち女性問題である）、年金制度の改革など、高齢化社会に向かって専業主婦でも自らの年金を得られるようになった。しかしその財源は共働きや独身の男女が支払うという矛盾がある。

家族制度が廢止になっても、社会的には家族という単位が機能することを前提とする税金のシステムが依然として存在する。「女性は家庭・家事」という意識を強めているのがこの税制度でもあるのだ。自立のために仕事をしたいという女性の主体的な意識が、制度の前に阻害してしまうことは、女性が生きていくことの根幹にかかる重大な問題である。

同じように、女性の雇用形態の3割近くがパート労働で、特に既婚者や新卒でない場合は、求職の年齢制限にも「35才の壁」がある。

今回のワークショップでも、「パート」「100万円」や「35才」という現実の壁にぶつかっているという実感が話題になった。このように限度として設けられている「見える」壁とともに、「見えない」壁の重圧がある。これは社会的な無意識とでもいおうか、職場で女性が求められ、多少の妥協はするつもりでいても時にはストレスがつのるとか等の体験が語られ、総合職女性が昇進を目前にして戸惑いを感じることなど、日々の精神面での自己規制をもたらしがちである。フェミニズムの目的である女性の自立のためには、充分な社会制度の確立が必要である。具体的な政策提言やシステムへの有効な関与をどう実現していくか、その方途をどう拓くかということが、女性学の緊急の課題であると痛感した。

第14回定例総会報告

深澤純子・西山千恵子

日時 1993年6月12日(土)17時15分～19時30分

場所 世田谷女性センターらぶらす

議長 小松満貴子 (副) 漆田和代

書記 深澤純子 (副) 西山千恵子

出席者 35名

議題1. 1992年度活動報告 (桑原糸子さんから)

補足：入会者が前年度から60数名増え、現在は300名を越える会員数となっている。

シンポジウムは反省すべきマイナス面が報告されているが、幹事会では全体としては、プラスに評価されている。テーマについては、長期に見て関連性、体系性を持たせていくように掘り下げていく必要があるのではないか、との意見が出た。

議題2. (1)1992年度決算報告 (賀谷恵美子さんから)

(2)学会誌創刊号決算報告 (諸橋泰樹さんから)

議題3. 会計監査報告の後、下記の通りに承認された。

議題3. 1992年度会計監査報告 (学会誌創刊号会計監査を含む) (平川和子さんから)

1992年度決算報告につき誤りのないことが認められた後、監査の立場から1) 学会会計について、春季大会の会計の引き継ぎに関する意見、2) 学会誌会計について、予算案、会合開催等記録、支出項目明細に関する意見が提出された。(後出の会計監査報告を参照)

学会誌編集委員会議の関西からの交通費は、6期幹事会で承認を受け、独立採算性をとり、往復支給されることとなったが、幹事会の場合は半額負担である。今後、このバランスをどうしていくか、検討したい。

上記について意見がかわされた後、承認された。

議題4. 1993年度活動方針(案) (井上輝子さんから)

1) 女性学の研究・交流の推進に関して

2) 学会運営に関して

3) 日本学術会議に関して

4) 会員の拡大と財政の強化に関して

5) その他

(1)幹事ならびに会計監査の改選に関して

(2)活動形態の再検討に関して

上記レジメにそって承認された。(幹事会メンバー落合恵美子さんの93年4月から1年間の留学中、渡辺和子さんが代行として加わることの承認も含む)

議題5. 1993年度予算(案)(賀谷恵美子さん・漆田和代さんから)

(1)会計年度の変更について

「会計年度および会費年度を4月1日から翌年の3月31日とする。但し、来年度は移行措置として1993年6月1日から1994年3月31日の10ヶ月とし、1994年度より正式の会計・会費年度をスタートさせる」ことが提案された。

理由:a) 従来、会計年度は6月1日から翌年5月31日までであったが、5月末締めで、6月中旬に開かれる総会のために「決算報告・会計監査・予算案作成」の作業を行うには、時間的に無理がある。

b) 学会事務センターにかなりの業務を依頼していることから、センターからの報告書と会計担当扱いのデータをまとめるという、以前にはなかった作業が必要になり、そのための時間も見込む必要がある。

c) 長期的展望に立って学会の財政状況を見通すことが重要であり、幹事会で充分検討する時間が必要である。

賛成多数により可決。

(2)1993年度予算案

提出された予算案どおり承認された。

議題6. 第8期役員選出選挙管理委員の選出

幹事から、小林富久子さん・秋山洋子さん／一般会員から、草間泰子さん・堀口悦子さん・深澤純子さん
以上5名の選出が承認された。

議題7. 学会誌2号編集委員会報告(学会誌2号予算案を含む)(桑原糸子さんから)

提出された資料・予算案どおり承認された。

議題8. 日本学術会議報告(加藤春恵子さんから)

今秋(11月26日予定)日本学術会議主催公開講演会「女性科学者に期待する(仮題)」開催の予定、詳しくは、学会ニュースで広報される予定なので会員多数の参加を働きかける。

日本女性学会1992年度決算報告

1992.6.1～1993.5.31

収入の部

費　目	金　額		備　考
	予　算	決　算	
前期繰越金	138,648	138,648	
会　費	1,250,000	1,529,750	5,000円×305人 海外会員 4,750
助成金・カンパ	150,000	260,434	早稲田大学 100,000 京都精華大学150,434他
活　動 収　入	60,000	114,800	春季大会 89,000 秋季大会 25,800
ニュース売上げ	15,000	1,350	
その　他	0	61,995	パーティ代 よりカンパ 23,685 本売り上げ金12,000他
雑　収　入	15,000	737	預金利子
合　計	1,628,648	2,107,714	……①

収入 2,107,714

支出 1,562,651

差引 545,063 — 次期繰越金

支出の部

費　目	金　額		備　考
	予　算	決　算	
総会・大会費	200,000	189,084	春季大会 38,650 秋季大会 150,434
幹　事　会　費	200,000	194,078	交通費補助 184,000 通信費 10,078
学　会　ニ　ュ　ー　ス	印　刷	400,000	394,818
	発　送	90,000	125,278 No.50～No.54 (5号分)
事　務　局	学会センター	400,000	335,175 内訳は下記の通り
	会　計	30,000	24,218
学会誌積立金	300,000	300,000	
予　備　費	8,648	0	
合　計	1,628,648	1,562,651	……②